

運輸安全マネジメントに関する取組

旅客自動車運送事業運輸規則及び当社安全管理規定に基づき、当社の運輸安全マネジメントに関する取組について次の通り公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- 経営トップは、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- 全従業員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全に努める。
- 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
- 輸送の安全を確保する為の重点施策を定める。
- 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

1) 2023年度の目標達成状況

項目	結果	目標達成状況
全社の有責事故件数を100件以下に抑える。	164件	目標達成できず
歩行者、自転車、バイクとの事故件数ゼロを目指す。	【歩行者】 7件 【自転車】 8件 【バイク】 4件	目標達成できず 目標達成できず 目標達成できず
重大事故、人身事故の撲滅。	【重大事故】 0件 【人身事故】 6件	目標達成 目標達成できず
車両単独事故を50件以下に抑える。	99件	目標達成できず
バック事故を25件以下に抑える。	68件	目標達成できず
乗務員の健康管理を積極的に行い、健康起因による事故件数ゼロを目指す。	0件	目標達成

2) 2024年度の目標

項目	目標設定
全社の有責事故件数を100件以下に抑える。	100件以下
歩行者、自転車、バイクとの事故件数ゼロを目指す。	【歩行者】 0件 【自転車】 0件 【バイク】 0件
重大事故、人身事故の撲滅。	【重大事故】 0件 【人身事故】 0件
車両単独事故を50件以下に抑える。	50件以下
バック事故を25件以下に抑える。	25件以下
乗務員の健康管理を積極的に行い、健康起因による事故件数ゼロを目指す。	0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

該当項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの	0件
十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの	0件
十人以上の負傷者を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの	0件
自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るもの場合にあっては、当該指定都道府県等の長が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

4. 行政処分の内容と講じた処置及び講じようとする処置

期 日	行政処分の内容	講じた処置及び講じようとする処置
該当なし		

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙、「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統組織図」及び「安全管理規程」による。

6. 輸送の安全の確保に関する投資額

項 目	投資額
最新型ドライブレコーダーの購入(30台)	1,000,000円

7. 輸送の安全に関する重点施策及び計画

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要である意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守する。
- 2) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達、共有する
- 3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施する。
- 4) 輸送の安全を確保する為、乗務員の健康管理を積極的に行っていく。

	対 策	実施時期
管理者の安全運転への関与	改善基準違反による長時間労働時間と過重労働の絶滅	毎日
	輸送の安全に関する指導・教育の徹底	随時
	タコメーターのチェック … スピード超過の確認	毎日
	集団点呼の実施	週3回
	休み明け初出番の乗務員への事故注意喚起 … 色日報による意識づけ	毎日
事故結果の見える化	有責事故情報の掲示	随時
	無事故カレンダーの掲示	随時
車両整備の徹底	3ヶ月点検の完全実施	随時
	日常点検の徹底	毎日
安全運転診断	自動車事故対策機構の適性診断検査を適宜実施	随時
ドライブレコーダーの活用	乗務員への事故・ヒヤリハット動画の共有 … 朝礼時や点呼場所にて	随時
	映像をチェックし、予防、指導に活用	随時
安全意識の高揚	交通安全運動の積極的な展開	年2回
	乗務員(班長)を交えた大規模車両点検の実施	毎月
	事故防止スローガンの掲示と声出し確認の実施	随時
表彰	安全運転者講習会(10月16日、17日開催予定)	年1回
事故惹起者教育	事故防止委員会の実施 … 原因究明及び再発防止策の解明	毎月
	個別面談 … 事故発生直後	随時
	事故惹起者定期研修	毎月25日
健康管理	定期健康診断の実施および受診の徹底(受診率100%)	年2回
	個人面談 … 生活習慣病の予防・対策・改善指導等	随時
	特定保健指導の実施	年1回
	アルコールチェック	毎日
	体温測定(新型コロナウイルス対策)	毎日
	睡眠状況の確認	毎日

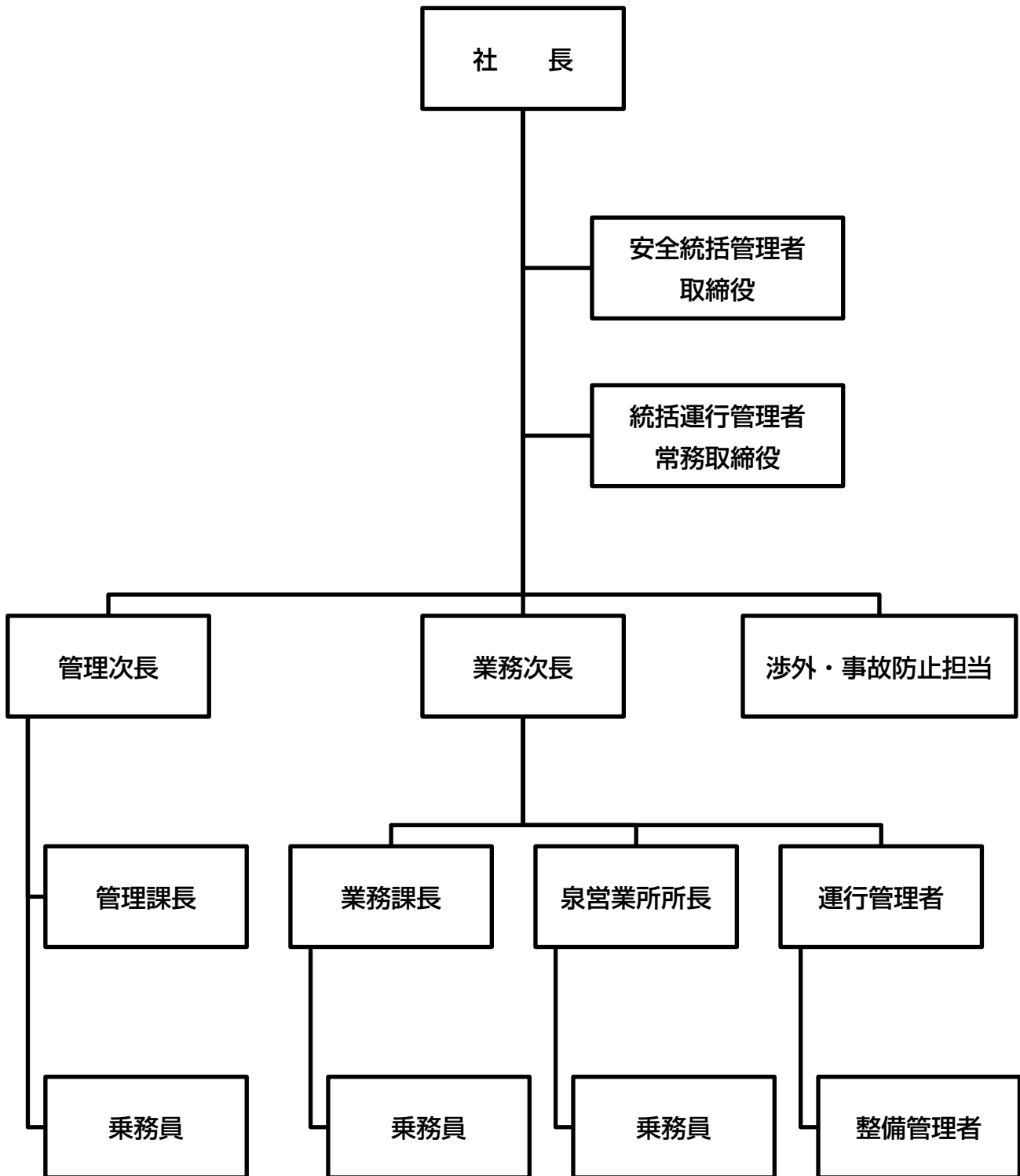
8. 事故、災害に関する報告連絡体制

別紙、「緊急時の連絡機構図」及び「情報連絡機構図」による。

9. 安全統括管理者

清川 晋 … 取締役

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



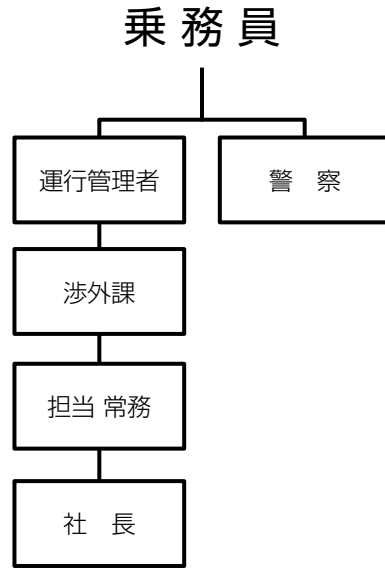
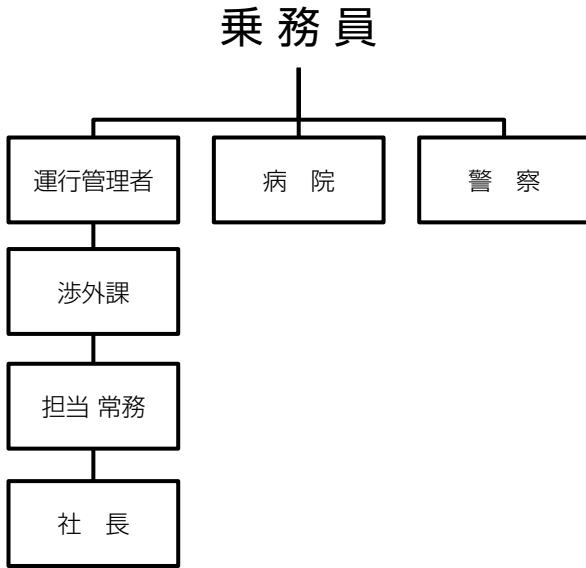
緊急時の連絡機構図

【警察】 110 番

【救急車】 119 番

1.人身事故の場合

2.その他の事故の場合



緊急時連絡先及び地区別医療機関電話番号

会 社	仙台中央タクシー株式会社 本社	・ 運行管理者・ 事故係	022-232-5741
	仙台中央タクシー株式会社 泉営業所	・ 担当部長・ 担当常務・ 社長	022-348-4751

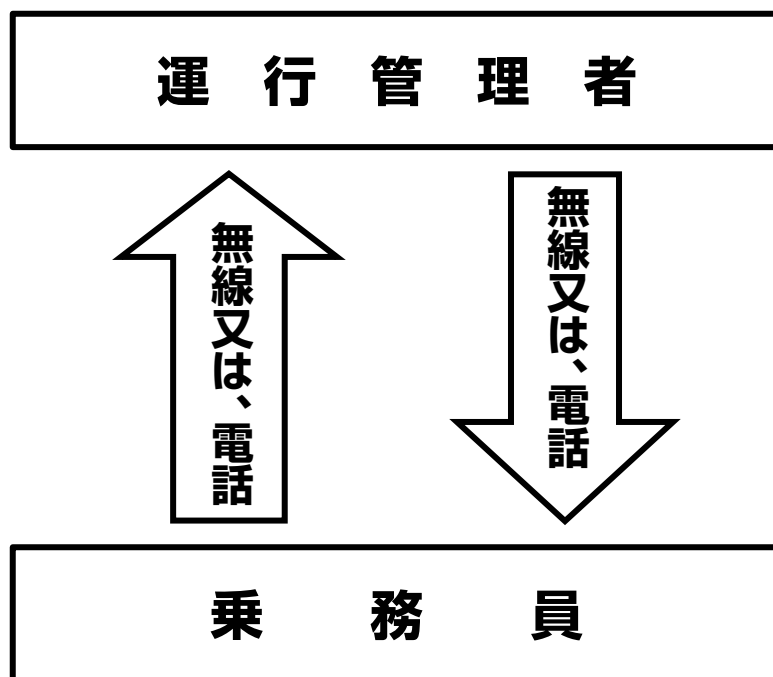
地区	医療機関名	電話番号
青葉区	医療法人 香木会 伊藤病院 (仙台市青葉区二日町)	022-222-8688
宮城野区	仙台医療センター (宮城野区宮城野 2 丁目)	022-293-1111
	安田病院 (宮城野区小田原 2 丁目)	022-256-5166
	庄子整形外科医院 (仙台市宮城野区幸町 1 丁目)	022-271-3611
	社会医療法人 中嶋病院 (仙台市宮城野区大槻)	022-291-5191
	東北公済病院 宮城野分院 (仙台市宮城野区東仙台 4 丁目)	022-293-7711
若林区	仙台市急患センター (仙台市若林区舟丁)	022-266-6561
太白区	仙台市立病院 (仙台市太白区あすと長町 1 丁目)	022-308-7111
泉区	仙台徳洲会病院 (仙台市泉区七北田)	022-372-1110
	松田病院 (仙台市泉区実沢)	022-378-5666

情報連絡機構図

(異常気象及び道路情報)

異常気象時の安全輸送確保の指示及び遠距離運行の場合の指示

異常気象及び長距離運行の場合



情報収集機関

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 気象台 | 022-297-8100 |
| ② 道路情報センター | 022-225-7711 |
| ③ 宮城県警本部 | 022-221-7171 |
| ④ その他各地区の警察署 | |
| ⑤ 乗務員 | |